

## 第1章 総則

### (目的)

第1条 この条例は、まちづくりについての基本理念を定め、町、町民等及び事業者の責務を明らかにするとともに、大磯らしさを表すまちづくり基本計画の内容及びその策定手続並びに計画を基本とするまちづくりの仕組みに関する事項を定めるもののほか、都市計画法（昭和43年法律第100号）の規定に基づく都市計画の手続及び開発許可の基準並びに建築基準法（昭和25年法律第201号）の規定に基づく建築物の構造に関する制限に関して必要な事項を定めることにより、総合的かつ計画的な土地利用と持続可能な発展に寄与することを目的とする。

### (基本理念)

第2条 まちづくりは、大磯の歴史と風土に培われ、高麗、鷹取の丘陵とこゆるぎの浜を背景にみんなの心に受け継がれる優れた建築、町並み、風景等を守り育むため、土地についての公共の福祉優先及び適正な利用の理念の下に行われなければならない。

2 まちづくりは、町民等の参加と適正な手続で策定された計画により将来像を共有して行われなければならない。

3 まちづくりは、町、町民等及び事業者の相互の信頼、理解及び協力の下、公正で透明な手続の中で情報を共有し、良識に基づいてそれぞれの責任を担いながら行われなければならない。

### (責務)

第3条 町は、まちづくりに関し、基本的かつ総合的な施策を策定し、計画的に実施しなければならない。

2 町は、まちづくりの推進に関する施策の策定に必要な調査を実施するとともに、施策の策定及び実施に当たっては、町民等への必要な情報の提供、町民等の意見の十分な反映及び町民等の主体的なまちづくりに必要な支援を行うよう努めなければならない。

3 町は、事業者に対し適切な助言又は指導を行わなければならない。

4 町は、開発事業に係る紛争を未然に防止し、紛争が生じたときは迅速適正な調整に努めなければならない。

5 町民等は、地域の将来像を共有し、自ら、その実現に積極的に取り組むとともに、町が実施する施策に協力するよう努めなければならない。

6 事業者は、開発事業を行うに当たっては、周辺環境に配慮し、良好な都市環境が形成されるよう必要な措置を行うとともに、町が実施する施策に協力するよう努めなければならない。

7 事業者及び近隣住民は、開発事業に係る紛争が生じたときは、相互の立場を尊重し、互譲の精神をもって解決するよう努めなければならない。

### (まちづくりの仕組み)

第4条 町民の意向を反映しまちづくりを円滑に進める仕組みは、次に掲げるものをいう。

(1) 自治によるまちづくりは、町民が自ら地区の将来の目標を定め、町の各種支援の下に主体的に進めるまちづくりの仕組みをいう。

(2) 協働によるまちづくりは、都市施設の整備、町並み景観の形成等の地区の整備、開

発又は保全を図るために、町が主体的に進めるまちづくりの仕組みをいう。

- (3) 秩序あるまちづくりは、都市計画に関する町の手続について町民参加を充実させ、町民の意見を反映して進めるまちづくりの仕組みをいう。
- (4) 協調によるまちづくりは、開発事業の協議調整を透明で公正な手続の下に進めるまちづくりの仕組みをいう。

(定義)

第5条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 町民等 町内に住所を有する者、町内で事業を営む者、町内の土地又は建築物の所有者その他規則で定める利害関係者をいう。
- (2) 事業者 開発事業に係る工事の請負契約の注文者又は請負契約によらないで自らの工事をする者をいう。
- (3) 近隣住民 次に掲げる者をいう。
  - ア 開発事業区域から15メートル以内に土地又は建築物を所有する者
  - イ 開発事業区域の付近に住所を有する者又は事業を営む者で規則で定める範囲内のもの
- (4) まちづくり基本計画 国土利用計画法（昭和49年法律第92号）第8条第1項に規定する町計画及び都市計画法（以下「法」という。）第18条の2第1項に規定する町の都市計画に関する基本的な方針を包含するまちづくりについての基本的な計画をいう。
- (5) 地区まちづくり計画 町民が主体的なまちづくりを進めるため、第10条第1項に規定する地区まちづくり協議会が、地区のまちづくりの目標、まちづくりの方針（土地利用、住環境、都市施設、景観、福祉、防災等に関するものをいう。）に関する事項を定める計画をいう。
- (6) 地区まちづくりカルテ 地区まちづくり計画の策定に必要な地区のまちづくりに係る情報をまとめたものをいう。
- (7) 開発事業 法第4条第12項に規定する開発行為（以下「開発行為」という。）、建築基準法第2条第13号に規定する建築（以下「建築」という。）その他規則で定める行為をいう。
- (8) 開発事業区域 開発事業をしようとする土地の区域をいう。ただし、同一の者が所有している土地その他規則で定める土地において、第26条第3項各号のいずれかに該当する行為を同時又は連続して行うものは、一の開発事業とみなす。
- (9) 店舗等 物品販売業を営む店舗、飲食店、事務所その他規則で定める建築物をいう。
- (10) 特定建築物 カラオケボックス、ぱちんこ屋その他規則で定める建築物をいう。
- (11) 急傾斜地崩壊危険区域 急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和44年法律第57号）第3条第1項の規定により指定された区域をいう。
- (12) 設計等 法第30条第1項第3号に規定する設計又は建築基準法第6条第1項若しくは第6条の2第1項（これらの規定を同法第87条第1項において準用する場合を含む。）の規定による確認の申請若しくは同法第18条第2項の規定による計画の通知に係る計画を作成することをいう。

(13) 助言提案 第 33 条第 3 項に規定する当事者からの申出により、第 8 条の大磯町まちづくり審議会がまちづくりの視点から助言及び提案を行うことをいう。

(平 17 条 17 ・ 一部改正)

## 第2章 まちづくり基本計画

(まちづくり基本計画)

第6条 町長は、共有像としての大磯らしさを守り育むまちづくりに関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、まちづくり基本計画（以下「基本計画」という。）を策定するものとする。

2 町長は、基本計画を策定するに当たっては、大磯町総合計画等との整合を図らなければならない。

3 基本計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

(1) 全体構想

ア まちづくりの目標

イ 土地利用に関する基本的な事項

ウ 都市施設等の整備に関する事項

エ 大磯らしさを守り育む施策に関する事項

(2) 地域別構想

ア 地域のまちづくりの目標

イ 地域らしさを守り育む施策に関する事項

ウ 地区まちづくり計画に関する事項

(まちづくり基本計画の策定手続)

第7条 町長は、基本計画の策定に際し、まちづくりの現況課題等を整理したまちづくりに関する情報を町民等に提供するものとする。

2 町長は、基本計画の原案となるべき事項（以下「基本計画の素案」という。）を作成しようとするときは、基本計画の策定基本方針等について次条の大磯町まちづくり審議会及び大磯町都市計画審議会条例（昭和44年大磯町条例第23号）の規定に基づき設置された大磯町都市計画審議会の意見を聴くとともに、町民等の意見を反映させるため、町民意識調査の実施等必要な措置を講ずるものとする。

3 町長は、基本計画の案となるべき事項（以下「基本計画の原案」という。）を作成しようとするときは、その旨を公告し、基本計画の素案を、当該公告の日から4週間公衆の縦覧に供し、提案の募集、ワークショップの開催等必要な措置を講じなければならない。

4 町長は、基本計画の案を作成しようとするときは、その旨を公告し、基本計画の原案を、当該公告の日から4週間公衆の縦覧に供し、説明会を開催しなければならない。

5 前項の規定による公告があったときは、町民等は同項の縦覧期間満了の日までに、縦覧に供された基本計画の原案に対する意見を文書により町長に提出することができる。

6 町長は、前項の規定により提出された意見書の回答書を作成し、回答書の縦覧の場所等を公告し、回答書を当該公告の日から2週間公衆の縦覧に供しなければならない。

7 第5項の規定により意見書を提出した者は、第4項の縦覧期間満了の日までに公聴会の開催を町長に申し出ることができる。

8 町長は、前項の申出があり、必要があると認めるときは、規則で定めるところにより、公聴会を開催しなければならない。

9 町長は、基本計画を策定するに当たっては、あらかじめ、次条の大磯町まちづくり審議

会及び大磯町都市計画審議会の意見を聴かなければならない。

- 10 町長は、基本計画を策定する場合には、大磯町議会（以下「議会」という。）の議決を経なければならない。
- 11 町長は、基本計画を策定したときは、遅滞なく、その要旨を公表しなければならない。
- 12 町長は、基本計画をおおむね5年ごとに変更する。この場合において、前各項の規定は、基本計画の変更について準用する。
- 13 前項の規定により基本計画を変更する場合には、当該基本計画の実施状況について次条の大磯町まちづくり審議会の評価を経て、報告書を作成し、これを公表しなければならない。

### 第3章 まちづくり審議会

(まちづくり審議会)

第8条 この条例を町民参加の下に適切に運用し、公正で中立な立場からまちづくりの審査等及び町民等のまちづくり活動の支援を行うため、町長の附属機関として、大磯町まちづくり審議会（以下「審議会」という。）を設置する。

2 審議会は、次に掲げる事項に関し、町長の諮問に応じて調査審議するとともに、町長の付託に応じ、開発事業の助言提案に係る事項を行うものとする。

- (1) まちづくりについての基本的事項又は重要事項
- (2) 基本計画の作成及び評価
- (3) 開発事業の審査
- (4) 良好な景観の形成に関する事項
- (5) その他まちづくりの推進上必要と認める事項

3 審議会は、まちづくりに関する重要事項について、町長に建議することができる。

4 審議会に諮問された開発事業の審査及び付託された助言提案は、小委員会を設けて行うものとする。

5 審議会は、調査審議のため必要があると認めるときは、事業者、町民等その他関係者又は必要と認める者に対し、関係図書の提出を求め、又はその会議への出席を求めて説明又は意見を聴くことができる。

6 審議会は、20人以内の委員により組織し、次の各号に掲げる者のうちから当該各号に定める人数以内で町長が委嘱する。

- (1) 法律、都市計画、建築、環境等に関し学識経験を有する者 10人
- (2) 町民 10人

(平16条5・平17条3・平17条17・平20条24・一部改正)

第8条の2 審議会に、特別の事項を調査審議させるため必要があるときは、臨時委員を置くことができる。

2 臨時委員は、町長が委嘱する。

(平16条5・追加)

## 第4章 自治によるまちづくり

(まちづくり団体)

第9条 町長は、複数の町民等で構成する次の団体をまちづくり団体として登録することができる。

- (1) 地区まちづくり協議会を目指す団体
- (2) まちづくりの推進を図るボランティア活動団体等

2 登録を受けようとする団体は、町長に申請しなければならない。

(地区まちづくり協議会)

第10条 地区まちづくり協議会は、道路、鉄道、河川等により区分されており、かつ、規則で定める一団の面積がある区域内に住所を有する者及び土地又は建築物の所有者その他規則で定める利害関係者（以下「地区住民等」という。）で構成する住みよいまちづくりを図ることを目的とする団体で、次に掲げる要件を満たすものをいう。

- (1) 規約等を有し、かつ、代表者の定めがあること。
- (2) 地区住民等の自発的参加の機会が保障されていること。
- (3) 活動が地区住民等の支持を得ていると認められること。

2 前項の規定による地区まちづくり協議会が設立されたときは、当該地区まちづくり協議会は、町長にその旨の届出をしなければならない。

3 町長は、地区まちづくり協議会から設立の届出があったときは、その旨を公告しなければならない。

(地区まちづくり計画等)

第11条 地区まちづくり協議会は、地区のまちづくりを推進するため、地区まちづくり計画を定めることができる。

2 地区まちづくり協議会は、地区まちづくり計画のうち、道路、公園等の地区施設の整備又は建築物その他の工作物の用途及び形態意匠等に関する制限を地区住民等の2分の1以上の者が同意し、かつ、同意者の土地の地積が区域の総地積の2分の1以上で定めたものについては、地区まちづくり協定を締結するよう町長に求めることができる。

3 地区まちづくり協議会は、地区まちづくり計画を策定するに当たっては、基本計画その他の町の諸計画及び町の実施する施策と調和するよう努めなければならない。

4 町長は、第2項の規定に基づき地区まちづくり協議会から地区まちづくり協定の締結を求められたときは、その計画の内容を審査し、基本計画等に適合していると認めるときは、地区まちづくり協定を締結するものとする。

5 町長は、地区まちづくり協定の締結に当たっては、あらかじめ、審議会の意見を聴かななければならない。

6 町長は、地区まちづくり協定を締結したときは、その旨を公告し、議会に報告するとともに、地区計画（法第12条の4第1項第1号の地区計画をいう。）、建築協定（建築基準法第69条の建築協定をいう。）等の制度の活用を図り、基本計画の地域別構想到位置付けるものとする。

7 地区まちづくり計画の定められている地区において開発事業を行おうとする事業者は、開発事業計画を地区まちづくり計画と調和するよう努めなければならない。

8 第2項から第6項までの規定は、地区まちづくり協定を変更する場合に準用する。

(平17条17・平20条24・一部改正)

(地区まちづくり協議会への支援)

第12条 町長は、地区まちづくり協議会が地区まちづくり計画の策定に必要な地区まちづくりカルテの作成に際して、必要があると認めるときは、支援を行うものとする。

2 町長は、地区まちづくり協議会のまちづくり活動を支援するために必要があると認めるときは、地区まちづくり協議会に対し、地区まちづくり計画の作成に要する経費の一部を助成することができる。

(情報の提供等)

第13条 町長は、町民等の主体的なまちづくり活動を支援するために必要があると認めるときは、まちづくり団体及び地区まちづくり協議会に対し、まちづくりに関する情報の提供、技術的な支援等を行うものとする。

(まちづくり専門家の派遣)

第14条 町長は、町民等の主体的なまちづくりに関する活動を推進するため、まちづくり団体及び地区まちづくり協議会に対し、まちづくりの専門家の派遣を行うことができる。

## 第5章 協働によるまちづくり

(推進地区の指定等)

第15条 町長は、基本計画等又は地区まちづくり協定に位置付けられ、次のいずれかに該当する地区において、整備、開発又は保全（以下この章において「整備」という。）の必要があると認めるときは、当該地区を推進地区として指定し、当該地区のまちづくりの整備計画（以下「推進地区整備計画」という。）を策定することができる。

- (1) 安全で快適な住環境の形成のため整備が必要な地区
- (2) 良好な都市環境や優れた景観の形成のため整備が必要な地区
- (3) 健全な市街地形成のため計画的な整備が必要な地区
- (4) 道路等の都市基盤施設の整備が必要な地区

- 2 町長は、推進地区の指定又は推進地区整備計画の策定に当たっては、当該地区の住民その他利害関係者の意見を反映させるため、町民参加による委員会等の設置、懇談会の開催等必要な措置を講ずるものとする。
- 3 町長は、推進地区の指定又は推進地区整備計画を策定しようとするときは、その旨を公告し、推進地区の指定の案又は推進地区整備計画の案を、当該公告の日から4週間公衆の縦覧に供しなければならない。
- 4 町長は、前項に定めるもののほか、説明会の開催等必要な措置を講じなければならない。
- 5 第3項の規定による公告があったときは、当該地区の住民その他利害関係者は同項の縦覧期間満了の日までに、縦覧に供された推進地区の指定の案又は推進地区整備計画の案に対する意見を文書により町長に提出することができる。
- 6 町長は、推進地区の指定又は推進地区整備計画を策定するに当たっては、前項の規定により提出された意見書の要旨を審議会に提出し、意見を聴かななければならない。
- 7 町長は、第5項の規定により提出された意見書の回答書を作成し、回答書の縦覧の場所等を公告し、回答書を当該公告の日から2週間公衆の縦覧に供しなければならない。
- 8 町長は、推進地区を指定したとき、又は推進地区整備計画を策定したときは、その旨を公告しなければならない。
- 9 第2項から前項までの規定は、推進地区の指定の変更及び解除並びに推進地区整備計画の変更及び廃止について準用する。

(地区まちづくり事業)

第16条 町長は、推進地区整備計画を実現するため、地区におけるまちづくり事業（以下「地区まちづくり事業」という。）を行うことができる。

- 2 町長は、地区まちづくり事業の実施に当たっては、地区の住民その他利害関係者の意見を聴くため、説明会の開催等必要な措置を講じなければならない。

## 第6章 秩序あるまちづくり

### 第1節 都市計画を定める手続

(都市計画を定める手続)

第17条 この章の規定は、法第16条第2項及び第17条の2の規定に基づき、都市計画の案の作成手続及び決定等の手続について必要な事項を定める。

### 第2節 都市計画の案の作成手続

(都市計画の案の作成手続)

第18条 町長は、都市計画の案の内容となるべき事項（以下「都市計画の原案」という。）を作成しようとするときは、町民等の意見を反映させるため、町民参加による委員会等の設置、懇談会の開催等必要な措置を講ずるものとする。

2 町長は、都市計画の案を作成しようとするときは、その旨を公告し、都市計画の原案を、当該都市計画を決定する理由を記載した書面を添えて、当該公告の日から4週間公衆の縦覧に供しなければならない。

3 町長は、前項に定めるもののほか、説明会の開催等必要な措置を講じなければならない。

4 第2項の規定による公告があったときは、町民等は同項の縦覧期間満了の日までに、縦覧に供された都市計画の原案に対する意見を文書により町長に提出することができる。

5 町長は、規則で定めるところにより、公聴会を開催しなければならない。

6 町長は、都市計画の案の作成に当たっては、第4項の規定により提出された意見書の要旨及び前項の規定により開催された公聴会の要旨を大磯町都市計画審議会に提出し、意見を聴かななければならない。

7 町長は、第4項の規定により提出された意見書の回答書を作成し、回答書の縦覧の場所等を公告し、回答書を当該公告の日から2週間公衆の縦覧に供しなければならない。

8 軽易な都市計画その他の都市計画で規則で定めるものについては、前各項の規定は適用しない。

9 町長は、神奈川県に対し、同県が定める都市計画の原案を申し出るときは、前各項に定める手続を経て行うものとする。

### 第3節 地区計画等の案の作成手続

(地区計画等の案の作成手続)

第19条 この節の規定は、法第16条第2項の規定に基づく都市計画に定める地区計画等の案の内容となるべき事項（以下「地区計画等の原案」という。）の提示方法及び意見の提出方法並びに同条第3項に規定する地区計画等に関する都市計画の決定若しくは変更又は地区計画等の原案の申出方法に関して必要な事項を定める。この場合において、前条第2項から第4項までの規定は適用しない。

(地区計画等の原案の提示方法)

第20条 町長は、地区計画等の案を作成しようとする場合においては、あらかじめ、次の各号に掲げる事項を公告し、地区計画等の原案を、当該地区計画等を決定する理由を記載した書面を添えて、当該公告の日から4週間公衆の縦覧に供しなければならない。

(1) 地区計画等の原案の内容のうち、種類、名称、位置及び区域

(2) 縦覧場所

### (3) 縦覧期間

(説明会の開催等)

第 21 条 町長は、前条に定めるもののほか、説明会の開催等必要な措置を講じなければならない。

(意見の提出方法)

第 22 条 法第 16 条第 2 項に規定する者は、第 20 条の縦覧期間満了の日までに、同条の規定により縦覧に供された地区計画等の原案に対する意見を文書により町長に提出することができる。

(決定等の申出方法)

第 23 条 第 11 条の規定により地区まちづくり協定を締結している地区まちづくり協議会(区域の面積が 5,000 平方メートル未満の地区まちづくり協議会に限る。)は、地区計画等に関する都市計画の決定若しくは変更又は地区計画等の原案を町長に申し出ることができる。

(平 14 条 30・一部改正)

#### 第 4 節 都市計画の決定等の手続

(都市計画の決定手続)

第 24 条 町長は、都市計画(神奈川県が決定しようとする都市計画と関連して、一連の手続で行われる都市計画を除く。)を決定しようとするときは、その旨を公告し、都市計画の案を、当該都市計画を決定する理由を記載した書面を添えて、当該公告の日から 4 週間公衆の縦覧に供し、説明会を開催しなければならない。

2 前項の規定による公告があったときは、町民等は同項の縦覧期間満了の日までに、縦覧に供された都市計画の案に対する意見を文書により町長に提出することができる。

3 町長は、前項の規定により提出された意見書の回答書を作成し、回答書の縦覧の場所等を公告し、回答書を当該公告の日から 2 週間公衆の縦覧に供しなければならない。

4 地区まちづくり協議会(区域の面積が 5,000 平方メートル未満の地区まちづくり協議会に限る。)は、第 11 条の規定により締結された地区まちづくり協定に基づき、地区計画等に係るもの以外の都市計画の決定を町長に申し出ることができる。

(平 14 条 30・一部改正)

(都市計画の変更手続)

第 25 条 第 18 条から前条までの規定は、都市計画の変更(前条第 1 項から第 3 項までの規定については、規則で定める軽易な変更を除く。)について準用する。

## 第7章 協調によるまちづくり

### (開発構想の届出等)

第26条 町長は、基本計画、第11条第6項の地区まちづくり協定及び第44条の開発事業の基準（以下「基本計画等」という。）の内容について、あらかじめ、事業者を提供しなければならない。

2 事業者は、前項の規定により提供された基本計画等の開発事業を適合させなければならない。

3 事業者は、次のいずれかに該当する開発事業を行おうとするときは、当該開発事業に係る設計等に着手する前に、当該開発事業の構想（以下「開発構想」という。）を町長に届け出なければならない。

(1) 開発事業区域の面積が300平方メートル以上の開発行為

(2) 連続した開発行為を伴う建築を行う場合で、先行する建築物の完了検査済証交付後1年以内に行う開発行為を伴う建築で当該開発事業区域面積の合計が300平方メートルを超えるもの

(3) 中高層建築物（最低地盤面（周囲の地面と接する最も低い位置をいう。以下同じ。）からの高さが10メートル以上又は最低地盤面からの階数が3以上の建築物をいう。）の建築

(4) 10戸以上の集合住宅（2戸以上で形成された住宅で、共同住宅、長屋、寮、寄宿舎その他これらに類するものをいう。）の建築

(5) 開発事業区域の面積が500平方メートル以上の店舗等の建築

(6) 特定建築物の建築

(7) 推進地区のうち規則で定めるものにおいて行う開発事業

(8) 急傾斜地崩壊危険区域又は地区まちづくり協定の区域において行う開発事業

(9) 周辺環境に影響がある開発事業で規則で定めるもの

（平17条17・一部改正）

### (開発構想の周知等)

第27条 町長は、前条の規定による届出に係る書面（以下「開発構想届出書」という。）の提出があったときは、速やかに、開発構想届出書の縦覧の場所等を公告し、当該公告の日から30日間開発構想届出書の写しを公衆の縦覧に供しなければならない。

2 事業者は、開発構想届出書を提出したときは、当該提出の日から7日以内に近隣住民の見やすい場所に、第30条の事業計画板を設置するまでの間、開発構想板を設置しなければならない。

3 事業者は、第1項の縦覧期間内に、近隣住民に対し、説明会により開発構想届出書の内容並びに規則で定める項目を周知し、近隣住民その他の町民等の意見を聴かななければならない。

4 事業者は、近隣住民その他の町民等の周知の状況について記載した書類（以下「報告書」という。）を、速やかに、町長に提出しなければならない。

5 町長は、事業者から報告書の提出があったときは、速やかに、報告書の縦覧の場所等を公告し、当該公告の日から30日間報告書の写しを公衆の縦覧に供しなければならない。

6 事業者は、近隣住民その他の町民等の意見を考慮して、次条の開発事業事前協議書を作成しなければならない。

7 開発事業区域の面積が 500 平方メートル未満の開発事業で規則で定めるものについては、第 3 項から前項までの規定は適用しない。

(平 17 条 17・一部改正)

(開発事業の事前協議等)

第 28 条 事業者は、報告書の提出（前条第 7 項の開発事業にあつては同条第 2 項の開発構想板の設置）後、次に掲げる事項を記載した開発事業事前協議書（以下「事前協議書」という。）を町長に提出し、協議しなければならない。

(1) 氏名又は名称及び住所又は事業所の所在地並びに法人にあつては、その代表者の氏名

(2) 開発事業区域の位置、区域及び面積

(3) 開発事業区域内において予定される建築物その他の施設の概要

(4) 開発事業の計画

(5) その他規則で定める事項

2 事業者は、規則で定める開発事業に該当する場合は、規則で定める項目についての生活環境等への影響に係る環境調査書を作成し、事前協議書に添付しなければならない。

3 町長は、第 1 項の規定による協議を行うに当たっては、町が実施する施策との調和を図るため、事業者に対し、適切な助言又は指導を行うことができる。

4 町長は、第 1 項の規定による協議を行うに当たっては、公共公益施設の整備について、事業者に必要な負担を求めることができる。

5 第 1 項の規定による協議は、開発事業をしようとする事について法令及び他の条例（以下「法令等」という。）の規定により許可等を要することとされているときは、その許可等に係る手続に先立って行わなければならない。

(開発事業の公開)

第 29 条 町長は、事前協議書（前条第 2 項の規定により環境調査書が添付されているときは当該環境調査書を含む。以下同じ。）の提出があつたときは、速やかに、事前協議書の縦覧の場所等を公告し、当該公告の日から 30 日間事前協議書の写しを公衆の縦覧に供しなければならない。

(近隣住民への周知)

第 30 条 事業者は、事前協議書を提出したときは、当該提出の日から 7 日以内に近隣住民の見やすい場所に、その開発事業が完了するまでの間（法第 29 条に規定する開発行為の許可を必要とする開発事業にあつては、法による開発許可済の標識を掲示するまでの間）、事業計画板を設置しなければならない。

2 事業者は、その開発事業について、近隣住民から説明を求められたときは、事業計画について説明しなければならない。

(意見書の提出)

第 31 条 町民等は、第 29 条の公告の日から 1,000 平方メートル未満の開発事業については 30 日、1,000 平方メートル以上の開発事業については 45 日を経過する日までの間に、開発事業に対する意見を文書により町長に提出することができる。

2 町長は、前項の規定による意見書の提出があったときは、同項の期間を経過した後、速やかに、当該意見書の写しを事業者に送付しなければならない。

(平 17 条 17・一部改正)

(公聴会の開催)

第 32 条 近隣住民の 20 歳以上の者の過半数の連署を持った者若しくは町民（議会の議員及び町長の選挙権を有する者に限る。）の総数の 50 分の 1 以上の連署を持った者（以下「連署代表者」と総称する。）又は事業者は、第 29 条の公告の日から前条第 1 項の意見書提出期間満了の日までに、公聴会の開催を町長に申し出ることができる。

2 町長は、前項の申出があったときは、規則で定めるところにより、公聴会を開催しなければならない。

3 請求者（連署代表者又は事業者をいう。以下同じ。）は、町長から公聴会に出席して意見を述べることを求められたときは、これに応じなければならない。この場合において、町長は、請求者が連署代表者である場合には事業者に対して、請求者が事業者である場合には近隣住民に対して、その出席を求めることができる。

4 町長は、公聴会を開催したときは、速やかに、報告書を作成し、報告書の縦覧の場所等を公告し、当該公告の日から 30 日間報告書の写しを公衆の縦覧に供しなければならない。

(助言提案)

第 33 条 連署代表者又は事業者は、第 29 条の公告の日から第 31 条第 1 項の意見書提出期間満了の日までに、助言提案を町長に申し出ることができる。

2 町長は、前項の申出があったときは、助言提案すべき事項について審議会に付託する。ただし、公聴会の開催があるときは、公聴会の開催後に行うものとする。

3 町長は、当事者（連署代表者又は事業者をいう。以下同じ。）の一方から助言提案の申出があった場合において、相当の理由があると認めるときは、助言提案を行うものとする。この場合において、助言提案を行うときは、当事者双方に通知する。

4 小委員会は、助言提案のため必要があると認めるときは、当事者に対し関係図書の提出を求め、又は意見を聴くため出席を求めることができる。

5 小委員会は、助言提案のため必要があると認めるときは、町長に対し専門家の派遣を求めることができる。

6 小委員会は、付託を受けた日から 90 日を経過する日までに助言及び提案すべき内容（以下「助言提案の案」という。）を作成し、当事者に対して、当該助言提案の案により助言提案する。

7 当事者は、前項の助言提案の案の受諾について規則で定める期間内に小委員会に回答しなければならない。ただし、当事者双方からその期間内に受諾の回答がなかったときは、助言提案は終了したものとみなす。

8 小委員会は、助言提案が終了したときは、その結果を審議会及び町長に報告する。

(平 17 条 17・一部改正)

(指導書の交付等)

第 34 条 町長は、第 31 条の意見書の意見、第 32 条の公聴会の意見及び前条の審議会の助言提案の案の内容を踏まえ、開発事業に係る町の指導事項を記載した書面（以下「指導書」という。）を規則で定める期間内に事業者に交付しなければならない。

2 町長は、指導書を事業者に交付したときは、速やかに、第 31 条の意見書に対する回答書（町に対する意見に限る。）及び指導書の写しの縦覧の場所等を公告し、当該公告の日から 14 日間公衆の縦覧に供しなければならない。

（平 17 条 17・一部改正）

（開発事業の申請等）

第 35 条 事業者は、第 31 条の意見書の意見、第 32 条の公聴会の意見、第 33 条の審議会の助言提案の案及び指導書を十分尊重して、開発事業申請書並びに意見書及び指導書に対する見解書（以下「申請書」という。）を作成し、町長に提出して協議しなければならない。

2 町長は、申請書の提出があったときは、速やかに、申請書の縦覧の場所等を公告し、当該公告の日から 30 日間申請書の写しを公衆の縦覧に供しなければならない。

3 第 28 条第 1 項の事前協議書の記載事項の規定は、事業者が第 1 項の規定により開発事業申請書を提出する場合に準用する。

（平 17 条 17・一部改正）

（開発事業の変更届等）

第 36 条 事業者は、事前協議書の提出後、次条第 1 項の規定による審査結果通知書の交付を受けるまでの間に、事前協議書の記載事項に掲げる内容を変更しようとする場合には、開発事業変更届出書（以下「変更届出書」という。）を町長に提出しなければならない。ただし、この章の規定により行われた意見書の意見、公聴会の意見、審議会の助言提案の案又は指導書に基づく変更、第 28 条第 1 項第 1 号に規定する事項の変更及び規則で定める軽易な変更をしようとするときは、この限りでない。

2 前項ただし書の場合において、事業者は、開発事業修正届出書（以下「修正届出書」という。）を町長に提出しなければならない。

3 町長は、事業者から修正届出書の提出があったときは、速やかに、修正届出書の写しの縦覧の場所等を公告し、当該公告の日から 14 日間修正届出書の写しを公衆の縦覧に供しなければならない。

4 この章から第 11 章までの規定は、第 1 項本文の規定により事業者が変更届出書を提出した場合に準用する。

5 前項の場合において、変更届出書の提出をもって、第 28 条の事前協議書の提出があったものとみなす。

（平 17 条 17・一部改正）

（審査結果通知書の交付等）

第 37 条 町長は、申請書の提出があったときは、その内容について第 44 条の開発事業の基準に従い審査し、規則で定める期間内に、次に掲げる事項を記載した書面（以下「審査結果通知書」という。）を事業者に交付するものとする。

- (1) 開発事業の適否及びその理由
- (2) 開発事業の実施に当たり構すべき措置
- (3) その他町長が必要と認める事項

2 町長は、前項の規定による審査に当たっては、必要があると認めるときは、審議会の意見を聴くことができる。

3 町長は、審査結果通知書を交付したときは、速やかに、審査結果通知書の写しの縦覧の場所等を公告し、当該公告の日から 14 日間審査結果通知書の写しを公衆の縦覧に供しなければならない。

4 町長は、審査結果通知書を交付した後、必要があると認めるときは、事業者と開発事業に関する協定を締結するものとする。

(行為着手等の制限)

第 38 条 事業者は、審査結果通知書を交付された日以後でなければ、開発事業に着手してはならない。

2 事業者は、第 40 条第 1 項の規定による変更協議書の提出をしなければならないときは、同条第 4 項の規定による再審査結果通知書の交付を受けた日以後でなければ開発事業に着手してはならない。この場合において、既に開発事業に着手しているときは、直ちに当該開発事業を停止しなければならない。

(工事着手の届出)

第 39 条 事業者は、開発事業に着手するときは、あらかじめ、町長に届け出なければならない。

(開発事業の変更協議)

第 40 条 事業者は、審査結果通知書の交付を受けた後（第 4 項の規定による再審査結果通知書の交付を受けた場合にあつては、当該再審査結果通知書の交付を受けた後）、開発事業が完了するまでの間に、その開発事業の内容を変更しようとするときは、あらかじめ、開発事業変更協議書（以下「変更協議書」という。）を町長に提出しなければならない。ただし、審査結果通知書の内容に適合させるための変更、第 28 条第 1 項第 1 号に規定する事項の変更及び規則で定める軽易な変更をしようとするときは、この限りでない。

2 前項ただし書の場合において、事業者は、修正届出書を町長に提出しなければならない。

3 町長は、事業者から修正届出書の提出があつたときは、速やかに、修正届出書の写しの縦覧の場所等を公告し、当該公告の日から 14 日間修正届出書の写しを公衆の縦覧に供しなければならない。

4 この章から第 11 章までの規定は、第 1 項本文の規定により事業者が変更協議書を提出した場合に準用する。この場合において、第 37 条中「審査結果通知書」とあるのは「再審査結果通知書」と読み替えるものとする。

5 前項の場合において、変更協議書の提出をもって、第 28 条の事前協議書の提出があつたものとみなす。

(工事完了の届出等)

第 41 条 事業者は、開発事業が完了したときは、完了の日から起算して 7 日以内に町長に届け出なければならない。

2 町長は、前項の規定による届出があつたときは、その開発事業が審査結果通知書又は再審査結果通知書（以下「審査結果通知書等」という。）の内容に適合しているかどうかについて、同項の届出があつた日から起算して 14 日以内に検査しなければならない。

3 町長は、前項の規定による検査の結果、その開発事業が審査結果通知書等の内容に適合していると認めるときは、同項の検査をした日（適合していないと認めるときは、その是正を確認した日）から起算して 14 日以内に、開発事業に関する工事の検査結果通知書

(以下「検査結果通知書」という。)を事業者に交付しなければならない。

(区画の変更)

第 41 条の 2 事業者は、前条第 3 項の検査結果通知書の交付を受けた後、1 年以内に当該区画を変更してはならない。ただし、当該区画面積を上回る場合は、この限りでない。

2 前項の場合において、第 26 条第 3 項に該当する場合は、ただし書を適用しない。

(平 17 条 17・追加)

(建築物等による収益開始の制限)

第 42 条 事業者は、検査結果通知書を交付された日以後でなければ、その開発事業により建築される建築物又は設置される施設により収益を開始してはならない。ただし、町長がやむを得ないと認めるときは、この限りでない。

(開発事業の廃止等)

第 43 条 事業者は、開発構想届出書の提出後において、その開発事業を廃止したときは、廃止の日から起算して 7 日以内に、その旨を町長に届け出るとともに、適切な方法により住民に周知しなければならない。

2 町長は、前項の規定による届出があった場合において、その届出に係る開発事業について、土砂の流出その他の災害の発生を防止するための処置をとる必要があると認めるときは、事業者に対し、土砂の除去その他安全のために必要な処置をとるよう命ずることができる。

## 第8章 開発事業の基準

### 第1節 開発事業の基準の遵守

(開発事業の基準の遵守)

第44条 事業者は、第26条第3項各号に掲げる開発事業を行うときは、次に掲げる事項について、規則で定める基準並びに次節及び第3節に定める基準（以下「開発事業の基準」と総称する。）に従い、当該開発事業を行わなければならない。

- (1) 住宅敷地等に関する事項
- (2) 公共施設等に関する事項
- (3) 安全で快適な生活環境の確保に関する事項
- (4) 緑化に関する事項
- (5) 福祉のまち整備に関する事項
- (6) 良好な景観の形成に関する事項
- (7) 文化財の保護に関する事項

2 地区計画等の地区整備計画、建築協定又は地区まちづくり協定により、前項と異なる基準が定められている区域については、その異なる基準を開発事業の基準とみなす。

3 法第29条による開発許可が必要な開発行為を行う場合は、次節に定める基準を適用する。

4 建築基準法第6条第1項若しくは第6条の2第1項（これらの規定を同法第87条第1項において準用する場合を含む。）の規定による建築の確認（以下「建築確認」という。）を受ける場合又は同法第18条第2項の規定による計画の通知（以下「計画通知」という。）を行う場合は、第3節に定める基準を適用する。

### 第2節 都市計画法に定める開発許可の基準

(都市計画法に定める開発許可の基準)

第45条 この節の規定は、法第29条の規定による開発許可が必要な開発行為について、法第33条第3項の規定による技術的細目において定められた制限の強化に関する基準及び同条第4項の規定による開発区域内において予定される建築物の敷地面積の最低限度に関する制限に関して必要な事項を定める。

(開発区域内に整備される小区間道路の幅員)

第46条 都市計画法施行令（昭和44年政令第158号）第29条の2第1項第2号の規定に基づき、開発区域内に整備される小区間で通行上支障がない場合の道路の幅員は、次のとおりとする。ただし、道路の延長が70メートル以下であっても、2以上の開発区域外の道路に接続する場合又は接続が予定されている場合は、5メートル以上とする。

- (1) 道路の延長が70メートル以下であるときは4.5メートル以上であること。
- (2) 道路の延長が70メートルを超え100メートル以下であるときは5メートル以上であること。

(袋路状の道路の技術的細目)

第47条 都市計画法施行令第29条の2第1項第12号の規定に基づき、道路を袋路状とするときは、次の各号のいずれかに該当しなければならない。

- (1) 道路の延長（袋路状とする道路が既存の幅員6メートル未満の袋路状道路（以下

「既存袋路状道路」という。)に接続する場合には、既存袋路状道路が他の道路に接続するまでの部分の延長を含む。次号において同じ。)が35メートル以下のとき。

- (2) 道路の延長が35メートルを超える場合には、その終端及び35メートル以内ごとに有効な自動車の転回広場が設けられているとき。
- (3) 道路の幅員が6メートル以上のとき。
- (4) その他町長が別に定める避難上及び車両の通行上支障がない施設が設けられているとき。

(公園等の基準)

第48条 都市計画法施行令第29条の2第1項第5号及び第6号の規定に基づき、設置すべき公園、緑地又は広場(以下「公園等」という。)の規模は、次のとおりとする。

- (1) 設置すべき公園等は、当該開発区域の面積の6パーセント以上とする。
- (2) 開発区域の面積が0.3ヘクタール以上5ヘクタール未満の開発行為で、設置すべき公園等の1箇所当たりの面積の最低限度は、180平方メートルとする。

(開発区域内の建築物の敷地面積の最低限度)

第49条 法第33条第4項の規定に基づき、建築物の敷地面積の最低限度は、開発区域の面積の規模に応じ、次の各号の表の右欄に定める面積とする。ただし、全区画数の10分の7以上の区画が、次の各号の表の右欄に定める面積以上であって、かつ、全区画数の10分の3以下の区画が、次の各号の表の右欄に定める面積の10分9以上(第1号の市街化調整区域にあつては150平方メートル以上)である場合には、全区画の平均面積をもって次の表の右欄に定める面積とすることができる。

- (1) 開発区域の面積が3,000平方メートル未満の場合

区域	敷地面積の最低限度
第一種低層住居専用地域	165平方メートル
第一種中高層住居専用地域、第一種住居地域又は第二種住居地域	145平方メートル
近隣商業地域、準工業地域又は工業地域	130平方メートル
市街化調整区域	165平方メートル

- (2) 開発区域の面積が3,000平方メートル以上の場合

区域	敷地面積の最低限度
第一種低層住居専用地域	180平方メートル
第一種中高層住居専用地域、第一種住居地域、第二種住居地域、近隣商業地域、準工業地域又は工業地域	165平方メートル
市街化調整区域	180平方メートル

- 2 前項の市街化調整区域に係る同項の規定については、自己の居住の用及び自己の業務の用に供する建築物以外の建築物の建築の用に供する目的で行う開発行為に適用する。
- 3 開発区域が第1項の区域の2以上にわたる場合においては、当該開発区域に占める面積が最も大きい区域の敷地面積の最低限度を適用する。ただし、市街化調整区域が開発区域に含まれる場合においては、市街化調整区域の敷地面積の最低限度を適用する。

### 第3節 建築基準法に定める建築物の構造に関する制限

(建築基準法に定める建築物の構造に関する制限)

第50条 この節の規定は、建築確認及び計画通知が必要な開発事業について、建築基準法第56条の2の規定に基づく日影による中高層建築物の高さの制限に関して必要な事項を定める。

(日影による中高層建築物の高さの制限に係る対象区域等の指定)

第51条 建築基準法第56条の2第1項の規定により指定する区域は次の表の(い)欄に掲げる区域とし、同項の規定により指定する項は次の表の(ろ)欄に掲げる項とし、同項の規定により指定する平均地盤面からの高さはそれぞれ次の表の(は)欄(第一種中高層住居専用地域の項、第一種住居地域の項及び第二種住居地域、近隣商業地域又は準工業地域の項に限る。)に掲げるものとし、同項の規定により指定する号はそれぞれ次の表の(に)欄に掲げる号とする。

(い)	(ろ)	(は)	(に)
対象区域	建築基準法別表第4(ろ)欄の項	平均地盤面からの高さ	建築基準法別表第4(に)欄の号
第一種低層住居専用地域			(1)
第一種中高層住居専用地域		4メートル	(1)
第一種住居地域		4メートル	(1)
第二種住居地域、近隣商業地域又は準工業地域		4メートル	(2)
用途地域の指定のない区域	イ		(1)

(平14条30・平16条5・一部改正)

## 第9章 開発事業に係る紛争調整

(あっせん)

第52条 町長は、申請書の提出があった日以後において、事業者及び近隣住民（以下「紛争当事者」という。）の双方からその開発事業に係る紛争の調整の申出があったときは、あっせんを行うものとする。紛争当事者の一方から調整の申出があった場合で、相当の理由があると認めるときも同様とする。

2 町長は、紛争当事者間の調整を行うため、3人以内の大磯町開発事業紛争調整相談員（以下「紛争調整相談員」という。）を置くものとする。

3 町長は、あっせんのため必要があると認めるときは、紛争当事者又は事業者から開発事業に係る工事を請け負った者（請負工事の下請人を含む。以下「工事施行者」という。）から関係図書の提出を求め、又は意見を聴くことができる。

4 町長は、あっせんによる紛争の解決の見込みがないと認めるときは、あっせんを打ち切るものとする。

(調停)

第53条 町長は、あっせんを打ち切った場合において、必要があると認めるときは、紛争当事者に対し、調停に移行するように勧告することができる。

2 町長は、紛争当事者の双方が勧告を受諾したときは、調停を行うものとする。紛争当事者の一方が勧告を受諾しない場合で、相当の理由があると認めるときも同様とする。

3 町長は、調停のため必要があると認めるときは、紛争当事者又は工事施行者から関係図書の提出を求め、又は意見を聴くことができる。

4 町長は、調停を行うに当たって必要があると認めるときは、調停案を作成し、紛争当事者に対し、期間を定めてその受諾を勧告することができる。

5 町長は、調停を行うに当たっては、次条第1項の大磯町開発事業紛争調停委員会の意見を聴かなければならない。

6 町長は、紛争当事者間に合意が成立する見込みがないと認めるとき、又は第4項の規定による勧告が行われた場合において、定められた期間内に紛争当事者双方から受諾する旨の申出がないときは、調停を打ち切ることができる。

(開発事業紛争調停委員会)

第54条 町長の附属機関として、大磯町開発事業紛争調停委員会（以下「調停委員会」という。）を設置する。

2 調停委員会は、前条第5項に規定する事項のほか、町長の諮問に応じて紛争の調整に関する事項について調査審議し、その結果を報告し、又はその意見を建議することができる。

3 調停委員会は、委員5人以内をもって組織する。

4 委員は、建築、法律、環境等に関し学識経験を有する者のうちから町長が委嘱する。

5 前各項に定めるもののほか、調停委員会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。

(工事着手の延期等の要請)

第55条 町長は、あっせん又は調停のため必要があると認めるときは、紛争調整相談員又は調停委員会の意見を聴いて、期間を定めて工事の延期又は工事の停止を事業者に対し要

請するものとする。

## 第10章 雑則

(適用除外)

第56条 次に掲げる開発事業については、第7章、第8章第1節及び前章の規定は、適用しない。

- (1) 都市計画事業
- (2) 農業振興整備計画により行われるもの
- (3) 国又は地方公共団体その他これらに準ずる法人が行う開発事業で、この条例に準ずる手続により行われるものであると町長が認めるもの
- (4) 開発事業のうち、自己の居住の用に供する建築物で規則で定めるもの
- (5) 災害のために必要な応急措置として行われるもの
- (6) 通常管理行為、軽易な行為その他の行為で規則で定めるもの

2 開発事業のうち、法令等に開発事業の周知等が規定され、その周知等を終了したのものについては、第26条及び第27条の規定は適用しない。

(事業者の承継)

第57条 事業者について一般承継があったときは、被承継人が行った行為は相続人その他の一般承継人（以下「相続人等」という。）が行ったものとみなし、被承継人について行われた行為は相続人等について行われたものとみなす。

(新たな開発事業とみなす場合)

第58条 次のいずれかに該当する場合は、新たに開発事業をしようとするときとみなす。

- (1) 事業者が審査結果通知書等を交付された日から起算して3年を経過した日後、その協議に係る開発事業に着手しようとする場合
- (2) 事業者が開発事業に着手した日後、当該開発事業を1年を超えて中断した後再開しようとする場合

2 町長は、やむを得ない事情があると認めるときは、事業者の申出により1年を超えない範囲で期間を延長することができる。ただし、その期間は、審査結果通知書等を交付された日から5年、開発事業に着手した日から3年を超えることができない。

(是正命令)

第59条 町長は、次の各号のいずれかに該当する者に対して、工事その他の行為の停止を命じ、又は相当の期限を定めて違反を是正するため必要な処置をとることを命ずることができる。

- (1) 偽りその他の不正な手段により、審査結果通知書等の交付を受けて開発事業をした事業者又は工事施行者
- (2) 第38条第1項又は第2項の規定に違反した事業者又は工事施行者
- (3) 第42条本文の規定に違反した事業者

(立入検査等)

第 60 条 町長は、事業者又は工事施行者から開発事業に係る工事等の状況について報告等を求め、又はその職員に開発事業区域に立ち入らせ、工事等の状況を検査することができる。

2 立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人に提示しなければならない。

3 立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

(公表)

第 61 条 町長は、必要があると認めるときは、次のいずれかに該当する者の氏名、違反の事実等を公表することができる。

(1) 第 8 条第 5 項の規定により関係図書の提出を求め、若しくは審議会の会議への出席を求めて説明又は意見を聴く場合、第 32 条第 3 項の規定により公聴会への出席を求めて意見を聴く場合、第 33 条第 4 項の規定により関係図書の提出を求め、若しくは小委員会の会議への出席を求めて意見を聴く場合、第 52 条第 3 項の規定により関係図書の提出を求め、若しくは意見を聴く場合又は第 53 条第 3 項の規定により関係図書の提出を求め、若しくは意見を聴く場合において、その求めに正当な理由がなく応じない者

(2) 第 59 条に規定する是正命令を受けた者

(3) 前条第 1 項の規定による報告等をせず、若しくは虚偽の報告等をし、又は同項の規定による立入検査を拒み、妨げ若しくは忌避をした事業者又は工事施行者

(4) 審査結果通知書等の内容と異なる開発事業をした事業者

2 町長は、前項第 4 号に規定する者について同項の規定により公表しようとするときは、あらかじめ、その者に意見を述べる機会を与えなければならない。

(許可等への配慮)

第 62 条 町長その他の本町の機関は、事業者が開発事業を行うことについて法令等の規定により許可等を要することとされている場合において、その許可等の権限を有するときは、その許可等を行うに当たり審査結果通知書等の内容について配慮するものとする。

2 町長は、事業者が開発事業を行うことについて法令等の規定により許可等を要することとされている場合において、その許可等の権限を有する者が町長その他の本町の機関以外の者であるときは、当該許可等の権限を有する者に対し、審査結果通知書等の写しを送付し、当該開発事業に係る許可等を行うに当たり、審査結果通知書等の内容について配慮するよう要請するものとする。

(表彰)

第 63 条 町長は、大磯らしさを守り育むまちづくりに貢献したと認める個人及び団体を表彰することができる。

2 町長は、表彰するときは、あらかじめ、審議会の意見を聴くものとする。

(用途の変更に対するこの条例の準用)

第 63 条の 2 建築物の用途を変更して第 5 条第 9 号の店舗等又は第 10 号の特定建築物のいずれかとする場合には、次の各号のいずれかに該当する場合を除き、第 7 章、第 8 章（第 2 節を除く。）、第 9 章及びこの章の規定を準用する。

(1) 用途を変更しようとする当該敷地面積が 500 平方メートル未満の場合

- (2) 当該用途の変更が規則で指定する類似の用途相互間におけるものである場合
- 2 前項の規定にかかわらず、当該用途の変更のために増築、改築、大規模な修繕又は大規模の模様替を伴わない場合は、第7章第38条から第43条及び第8章の規定は、準用しない。

(平17条17・追加)

(委任)

第64条 この条例の施行について必要な事項は、規則で定める。

## 第 11 章 罰則

(罰則)

第 65 条 第 59 条第 1 号又は第 2 号の規定による町長の命令に違反した者は、6 月以下の懲役又は 50 万円以下の罰金に処する。

(両罰規定)

第 66 条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関して前条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対して同条の罰金刑を科する。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成 14 年 4 月 1 日（以下「施行日」という。）から施行する。ただし、第 6 章第 3 節の規定は、平成 13 年 10 月 1 日から施行する。

(経過措置)

2 施行日前において大磯町開発指導要綱（昭和 54 年大磯町告示第 2 号。以下「要綱」という。）の規定により現に協議が成立し、その協議が成立した日から起算して 1 年以内（施行日において既に 1 年を超えている場合は施行日まで）に着手される開発事業については、第 26 条から第 52 条までの規定は、適用しない。

3 施行日前において要綱の規定により現に協議が成立し、既に着手している開発事業について施行日以後において 1 年を超えて中断した後再開しようとする場合は、新たに開発事業をしようとするときとみなす。

4 前 2 項の規定にかかわらず、町長は、やむを得ない事情があると認めるときは、事業者の申出により 1 年を超えない範囲で期間を延長することができる。ただし、その期間は、施行日から起算して 3 年を超えることができない。

5 施行日において現に要綱の規定により協議中の開発事業について施行日前に行われた手続その他の行為は、この条例の相当規定により行われた手続その他の行為とみなす。

(大磯町特別職職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

6 大磯町特別職職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例（昭和 47 年大磯町条例第 20 号）の一部を次のように改正する。

別表中 「

都市計画審議会委員	日額 7, 300 円	同上
-----------	-------------	----

」

を

「

都市計画審議会委員	日額 7, 300 円	同上
まちづくり審議会委員	日額 7, 300 円	同上
開発事業紛争調整相談員	日額 9, 400 円	同上
開発事業紛争調停委員会委員	日額 9, 400 円	同上

」

に改める。

附 則（平成 14 年 12 月 10 日条例第 30 号）

（施行期日）

1 この条例は、平成 15 年 1 月 1 日から施行する。

（経過措置）

2 この条例の施行の際現にされている決定等の申出については、なお従前の例により、  
手続を行うものとする。

附 則（平成 16 年 3 月 19 日条例第 5 号）

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第 51 条の改正規定は、平成 16 年 7 月 1 日  
から施行する。

附 則（平成 17 年 3 月 14 日条例第 3 号）

この条例は、平成 17 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 17 年 12 月 15 日条例第 17 号）

この条例は、平成 18 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 20 年 12 月 22 日条例第 24 号）

この条例は、平成 21 年 4 月 1 日（中略）から施行する。

